

第7回国際小児保健学会学術大会 2023

シンポジウム

「障害児・者への支援と海外医療協力の可能性」

「我が国の障害児・者福祉の現状と課題」

姫路聖マリア病院 重度障害総合支援センタールルド 小児科

宮田 広善

第二次世界大戦後、我が国の障害福祉、児童福祉、高齢者福祉などの社会福祉制度は、措置制度¹⁾によって急速に発展した。しかし、行政処分である措置制度では利用者の主体性が守られず、1981年の国際障害者年を契機に世界に広がったノーマライゼーション理念の浸透によって批判されることになった。

その結果、社会福祉全般を見直そうとする「社会福祉基礎構造改革」が起こり、利用者が事業者（施設）と対等な立場で契約を結ぶ利用契約制度²⁾に移行することになる。2000年に高齢者福祉に介護保険制度が導入され、2003年には障害福祉制度も支援費制度となった。さらに、2014年の障害者権利条約の批准に向けて多くの障害福祉関連の法律が修正を受け、障害「者」福祉は支援費制度から障害者自立支援法を経て現在の障害者総合福祉法になり、障害「児」福祉は2012年の児童福祉法改正を経て現在の体系となった。この間、国家予算としても著しく増加して、2022年度には1兆8500億円となっている。

また、教育の分野でも、障害児のみを対象にした「特殊教育」は、2007年に通常学級に在籍する「支援が必要な児童」にも支援対象を広げて「特別支援教育」になった。

このように、ここ20年で飛躍的に発展してきた障害福祉制度と教育制度であるが、制度の発展、サービス量の増加に伴い、障害児を一般社会の中に包含していく「インクルージョン」の流れに反して、地域の子ども達から離されて行くという状況が生じている。例えば、放課後活動を支援するための放課後等デイサービスの著増によって障害児が地域の子ども達と触れ合えなくなったり、居宅訪問型支援の増加によって重度障害児が地域に出る機会が減ったり、医療的ケア研修制度の創設によって支援する職員が限定されてしまうなどの

状況である。教育分野でも、「通常学級でも支援が必要な子には支援する」というキャッチフレーズで登場した特別支援教育への移行後、逆に特別支援学校や特別支援学級の在籍児が2.5倍と急増して国連からも批判されている状況がある。

障害者権利条約の時代には、家族を支え障害があっても地域で健やかに育ち豊かに暮らせる人を育てる支援が求められる。その視点が欠如した制度の発展は、逆に障害児・者を地域から分離させてしまう結果をもたらす。

シンポジウムでは、制度の発展の歴史をまとめ、今後の課題について述べる。

- 1) 措置制度: 行政の判断と権限で福祉サービスの利用を決定し提供する制度。国の責任が明確であるという点では評価

されたが、「行政処分」としてのサービス提供には「人権」の視点が乏しく批判が多かった。

- 2) 利用契約制度: 利用者が、行政や事業者と対等な形で契約し利用する制度。利用者への情報提供の徹底が課題となる。